# 福祉のまちづくり条例に基づく特定施設の整備基準の見直しについて

# 1 背景・目的

本県では、高齢者や障害者を含む全ての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、学校や病院、劇場など一定規模の施設(以下「特定施設」という。)について、これらの特定施設の建築等を行おうとする者が遵守すべき特定施設の構造及び設備の整備に係る基準(以下「整備基準」という。)を、福祉のまちづくり条例及び福祉のまちづくり条例施行規則(以下「条例等」という。)に定め、誰もが安全かつ快適に利用することができる施設の整備を促進してきました。今般、国において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(いわゆるバリアフリー法)に基づく整備基準が見直されることを踏まえ、条例等を改正し、特定施設の便所、駐車場及び劇場等の客席に係る整備基準を見直します。

# 2 主な見直しの概要

## (1) 便所に係る整備基準

ア 特定施設の便所には、原則として、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が安全かつ快適に利用することができる所定の構造の便房を各階に1以上(現行:当該特定施設に1以上)設けることとする。

イ 一定規模以上の特定施設の便所には、ベビーチェア及びおむつ交換台並びに オストメイトが円滑に利用することができる水洗器具を2箇所以上(現行:1 箇所以上)設けることとする。

#### (2) 駐車場に係る整備基準

特定施設の駐車場には、駐車区画の幅員が350cmを満たす等、車椅子使用者が 安全かつ快適に利用することができる駐車施設を駐車台数に応じて所定の数以 上(現行:1区画以上)設けることとする。

## (3) 劇場等の客席に係る整備基準

特定施設である劇場等の客席には、間口90cm以上、奥行140cm以上を満たす等、 車椅子使用者が安全かつ快適に利用できる観覧スペースを客席数に応じて所定 の数以上(現行:1区画以上)設けることとする。

#### 3 今後のスケジュール(予定)

(1) パブリックコメント受付期間

令和6年12月19日(木)から令和7年1月8日(水)まで

- (2) 条例等の公布:令和7年3月(県議会の議決後)
- (3) 条例等の施行: 令和7年6月1日